

役員（理事及び監事）の報酬等に関する定款

公益社団法人日本演劇協会 定款

第5章 役員

（報酬等）

第28条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、理事及び監事が常勤する場合は報酬を支給することができる。

2. 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3. 前2項に関し必要な事項は総会の決議により別に定める役員等の報酬及び費用に関する規程による。